

アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運営業務委託に係る企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年2月13日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運営業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運営業務委託
- (2) 業務内容 別添「仕様書(案)」を参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和10年3月31日まで
- (4) 概算予算額 下記表のとおり(消費税及び地方消費税を含む)

	総額	提案上限額
令和8年度	67,600,000円以内	65,000,000円以内
令和9年度	62,400,000円以内	60,000,000円以内

※ 消費税及び地方消費税を含む。

※ 総額は成果指標を上限まで達成した場合の成果連動報酬分も含む。

- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

(1) 資格要件

本企画競争に参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たす者(単独企業)又は満たす者で構成された共同企業体とする。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。

(イ) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に

関する規程（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）の「役務」部門に登載のあること。現在、有資格者名簿に登載のない者も企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（別表1）に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。

(ウ) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

(2) 共同企業体の構成要件

共同企業体で参加する場合の構成要件は以下の通りとする。

(ア) この企画競争において、1事業者は同時に2つ以上の共同企業体の構成員になることはできない。

(イ) 共同企業体の構成員は、単独でこの企画競争に参加することはできない。

(ウ) この業務委託の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とする。

(エ) 共同企業体の代表者は第1構成員とする。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年3月9日（月）午後5時15分まで
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年2月20日（金）午後5時15分まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年2月26日（木）午後5時15分までに掲載
企画提案書の提出	令和8年2月27日（金）～令和8年3月9日（月） 午後5時15分必着
ヒアリングの実施	令和8年3月17日（火）（予定）
審査結果の通知	令和8年3月18日（水）（予定）

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-14-0-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールでアプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託企画競争に係る質問書（様式2）を岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課へ提出してください。メールの件名は「【企画競争質問】アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託」としてください。それ以外の方法では受け付けません。なお、提出後は、必ず電話により到達の確認を行ってください。

【提出先】 岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課

【電子メール】 hokenkanrika@city.okayama.jp

【電話番号】 086-803-1250

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ回答を掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課宛に持参、もしくは「アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(2) 提出書類

① 企画競争参加申請書（様式1）

② 企画提案書（任意様式）

- ・用紙は原則としてA4版、左綴じ、両面使用とします。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差支えありません。
- ・目次を除き20頁以内で作成してください。ページ番号は目次を除いた通し番号とし、各ページの下部中央に印字してください。
- ・提案にあたっては、仕様書（案）に示す内容を踏まえ、令和8～9年度の2年分の提案を行ってください。
- ・以下に掲げる項目に関して、（別紙1）企画提案書における留意事項を確認のうえ提案してください。
 - ア) 事業全体のコンセプトについて
 - イ) スマートフォンアプリについて
 - ウ) ポイントプログラムについて
 - エ) 参加者へのインセンティブについて
 - オ) 広報（情報発信）について

カ) 参画企業の強化・拡大について

キ) 事業評価について

③ 機能評価シート（様式4）

④ 事業実施の体制（任意様式）

・どのような体制及び人員で事業を実施（問い合わせ対応、アプリの開発・保守、イベントを含めた広報の実施、参画企業の拡大含む）するのかが分かる体制図をA4判用紙2頁程度で作成してください。共同企業体での提案の場合は、全体の体制とそれぞれの役割をわかりやすく記載してください。

・各業務の業務責任者及び業務従事者について、氏名・役職・職務経歴等を具体的に記載してください。

⑤ 経費の積算表（任意様式）

・成果指標を100%達成するために必要な経費（特典経費も含む）を全て計上してください。なお、提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ）は以下の通りとします。

令和8年度：65,000千円、うち特典経費上限14,058千円

令和9年度：60,000千円、うち特典経費上限9,058千円

・積算の内訳（アプリ開発費、アプリの運用・保守費、事務局業務費、広報費、参加者へのインセンティブ費等）を明示してください。

⑥ 類似業務実績（任意様式）

・国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注する健康ポイント事業で、令和3年4月1日以降に元請として実施したものがあれば、詳細（発注者、事業概要、実施期間、参加人数、金額等。記載可能な情報のみで可）をA4判用紙1頁程度に記載し提出してください。

⑦ 共同企業体協定書及び委任状（資料1及び資料2参考）

・共同企業体で参加する場合は提出してください。

⑧ 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（別表1）に掲げる書類

・有資格者名簿に登載が無い場合のみ（共同企業体での参加の場合、有資格者名簿に登載が無い構成員のみ）提出してください。

(3) 提出部数 各10部

・社名（共同企業体名）及び代表者印のあるもの1部（正本）

・社名（共同企業体名）及び代表者印のないもの9部（副本）

(4) 注意事項

① 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

② 提出期限までに提案書の提出がなかった提案者は、いかなる理由でも特定されません。

- ③ 提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとします。
- ④ 提出期限にかかわらず、提出後の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 参加申請書の提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式3）を岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課に持参してください。

8 特定方法等

(1) 審査体制

アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

選定委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。

選定委員会は、評価基準をもとに290点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(3) ヒアリングの実施

- ① 発表時間は1事業者につき15分程度とし、その後、委員が質問を行います。
- ② 発表は提出資料のみをもって行うこととし、資料の追加は認めません。
- ③ 詳細な日時、場所、発表時間等については後日お知らせします。

(4) 評価基準

アプリを活用した健康的な生活習慣推進事業企画運營業務委託 評価基準（別表2）のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に選定委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が、「7(2)⑤経費の積算表」記載の提案上限額を超過している場合
- ⑦ 「8(4)評価基準」に定める評価基準の項目ごとの得点に0点がある場合
- ⑧ 評価の合計得点が100点を下回る場合
- ⑨ その他選定委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案

者へは特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

選定委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出等に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、委託事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (9) 本業務に関する予算は、岡山市令和8年度当初予算案に計上し、岡山市令和8年2月定例市議会に提案する予定ですが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。令和9年度についても同様とします。また、本事業は国の交付金の活用を予定したものであり、国の交付決定がない場合は、本業務の執行は行いません。なお、本業務を執行しない場合の応募者における損害については、市は一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局健康衛生部保健管理課
健康寿命延伸室（岡山市保健福祉会館 7 階）

担当：佐藤、小櫻

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1250 FAX：(086)803-1756

電子メール：hokenkanrika@city.okayama.jp

企画提案書における留意事項

目次（提案の概要）について

- ・ア)～キ)の各項目について、提案内容を簡潔にまとめたものならびに頁数を記載した目次を、A4判用紙1頁で作成し先頭につけてください。
- ・目次はページ数には含めません。

<イメージ>

項目	提案の概要	提案書頁数
ア) 事業全体の コンセプト	・~~~~~ ・~~~~~	1P
イ) スマートフ ォンアプリ	・~~~~~	3P

ア) 事業全体のコンセプトについて

- ・仕様書（案）に示す本事業の背景や目的および成果指標を踏まえ、事業の全体概要と具体的な実施計画を提案してください。スケジュールは2年間分を提案してください。
- ・ポイント付与の期間は、原則令和8年8月～令和9年12月までとしますが、困難な場合は困難な理由と実現可能なスケジュールを示してください。より良い提案がある場合も、理由とスケジュールを示してください。
- ・健康に無関心な層も参加したくなるような事業名称を提案してください。前身事業の名称（OKAYAMAハレ活プロジェクト）を基にアレンジを加えたものも可とします（そのままは不可）。

イ) スマートフォンアプリについて

- ・アプリの概要、セールスポイントについて、簡潔にまとめてください。
- ・参加者の利用開始までの具体的なフロー（リードタイム含む）について、簡潔にまとめてください。
- ・アプリを活用することで得られるデータの利活用方法について、具体的に提案してください。

ウ) ポイントプログラムについて

- ・仕様書（案）に示す内容を踏まえ、ポイントプログラムの設計（ポイント対象とする活動内容、ポイント配分等の考え方）を簡潔にまとめてください。
- ・参加者の継続的な活動に繋がる、アプリを活用した企画について提案してください。
- ・アプリを活用した企画については、岡山市の健康やまちづくりに関する計画を踏まえた内容とし、外出促進につながるものとしてください。

- ・自社内の健康づくりの一環としても活用できる、企業を対象にした企画を提案してください。企業が本事業に参加する動機付けとなるもので、アプリを活用したものでも、それ以外でも構いません。

エ) 参加者へのインセンティブについて

- ・仕様書(案)に示す内容を踏まえ、インセンティブ提供の設計(特典の種類や配布数、提供のタイミング、獲得ポイントによる抽選の仕組み等の考え方)を簡潔にまとめてください。
- ・各年度の特典経費上限を考慮のうえ提案してください。

オ) 広報(情報発信)について

- ・成果指標のアクティブ参加者数を実現するための手法について、簡潔にまとめてください。
- ・市の媒体以外の広報について、使用する媒体、内容、回数等、具体例も交えて記載してください。
- ・作成する広報物(ちらし)のデザイン案を提示してください。
- ・ブース出展の内容について提案してください。

カ) 参画企業の強化・拡大について

- ・成果指標の事業参画企業数を実現するための手法について、簡潔にまとめてください。
- ・ポイント対象店の増加、利用促進のための方策を具体的に提案してください。
- ・協力企業の増加、協賛品を集める方策を具体的に提案してください。
- ・参画企業を事業に巻き込むための工夫(事業参画に対するインセンティブを設定するなど)について、具体的に提案してください。

キ) 事業評価について

- ・事業を通して取得できる定量的/定性的なデータを用い、どのような視点で事業評価を行うのか、具体的に提案してください。
- ・歩数増加について、どのような形で評価が可能か具体的に提案してください。